

群 教 七	C02 - 01
	平14.207集

群馬県の明治期における 「修学旅行」の目的の変遷についての研究

－ 群馬県尋常師範学校の実践を基点として －

特別研修員 吉野 千秋 （小野上村立小野上小学校）

《研究の概要》

本研究は、群馬県の明治元年から45年における諸学校の修学旅行の実践について調査し、修学旅行の目的の変遷について明らかにしようとしたものである。本県における修学旅行は、明治20年に群馬県尋常師範学校が実施したものを起源と考えることができ、その後、県内諸学校へと広がっていった。ここでは、諸学校の実践をまとめた一覧表から目的や目的地といった項目を比較したり、当時の教育課程との関連を調べたりすることにより、修学旅行の目的がどのように変わっていったかを明らかにした。

【キーワード：教育史 明治期 修学旅行 目的 群馬県尋常師範学校】

主題設定の理由

学校教育法施行規則の改正及び指導要領の改訂により、今年度から学校の完全週5日制が実施されることになった。そしてその中から、学校と家庭・地域社会の役割を明確にして、⁽¹⁾今まで学校が抱えていたものの中で、家庭・地域社会に委ねられるものはそこに返そうという考えが出てきた。また、授業時数の削減などの点から、⁽²⁾学校行事やその内容の重点化、行事の統合や精選など、学校行事の在り方も問題となってきた。

私が勤務している小野上小学校でも、昨年度から今後の運動会や修学旅行、体験学習といった行事をどのように実施していくかという点について検討が続けられており、大きな課題となっている。

さて、学校行事を「行事の精選」や「学校と家庭・地域社会の役割分担」という今日的な課題を通して考えていくには、行事の原点や変容、現状を明らかにする必要がある。その点で修学旅行は、原点を近代教育の出発点である明治期にまでさかのぼって振り返ることができ、一般的な行事として現在まで多くの学校で実施されてきた行事であるため、研究対象として適切であると考えた。

また、本県の修学旅行は⁽³⁾群馬県尋常師範学校（以下、県尋常師範学校）が明治20年に実施したものが最初と考えられるが、この「明治」という時代は、近代教育制度の出発点であるとともに、何度も試行錯誤を繰り返しながら教育制度を整えていった時代でもある。この時代の修学旅行を研究すれば、修学旅行という行事の起源や初期の目的を明らかにできるだけでなく、法令や制度、教育課程の変遷と修学旅行の目的との関係をも明らかにできるため、修学旅行の目的を研究する上で重要な時期と考え、「明治期」を研究の対象とした。

研究のねらい

群馬県における明治期の諸学校の修学旅行の実施例について調査し、それをまとめ考察することで、本県の修学旅行の起源や明治期の修学旅行の目的がいかに変わっていったかを明らか

にする。

研究の方法

『群馬県史』『群馬県教育史』や県内各市史・教育史、県内諸学校誌等を資料とし、明治期の遠足や修学旅行を含めた校外学習の起源や、実施された背景を探る。

前記資料に加えて『群馬県行政文書件名目録第三集明治期学務』内の古文書や、生徒が書き残した『修学旅行日記』等の資料も調査し、明治期に実施された修学旅行の人員・目的・目的地・行程等を一覧表にまとめる。

実施例をまとめた一覧表から考察し、明治期の修学旅行と教育課程との関連や、目的の変遷とその共通点について明らかにする。

明治期の修学旅行の目的や目的地と現在のそれを比較し、「行事の精選」、「学校と家庭・地域社会の役割分担」という観点から、これからの修学旅行の在り方について考察する。

研究の内容

1 本県の「修学旅行」の起源について

(1) 修学旅行の起源

「修学旅行」は、「わが国独自の学校行事」といわれている。この「修学旅行」という語句だが、公文書においては明治20(1887)年に東京尋常師範学校長が府知事に提出した『修学旅行之儀二付伺』⁽⁴⁾という文書の中に見られるのが最初である。また、法的には明治21(1888)年8月に施行された「尋常師範学校設備準則」⁽⁵⁾の中で使われたものが最初である。

しかし、実際の学校行事としては、明治19(1886)年2月に東京師範学校(後の東京高等師範学校)が実施した、千葉県銚子方面への「長途遠足」(期間は12日間、行軍演習と学術研究が目的)が最初であるとされる。

また、この行事の目的に「行軍演習」⁽⁶⁾が入っていることから、明治18(1885)年に初代文部大臣に就任した森有礼の国家至上主義の教育観の影響を受けて始められた行事であることが分かる。

(2) 本県における起源

本県の公文書における「修学旅行」という語句は、現在までに私が見出した県行政文書などの資料によると、明治26(1893)年に本県知事が県尋常師範学校に送付したと思われる指令第1867号文書の『指令案』が初見である。

しかし修学旅行の起源については、県尋常師範学校の生徒が書き残した『修学旅行日記』⁽⁸⁾という資料から、明治20(1887)年に同校で実施されたものまでさかのぼることができる。

またこの資料からは、当時の県尋常師範学校の修学旅行が、「行軍」「中隊運動」といった心身の鍛練や、「見学」「観察」といった学習活動を目的として実施されたことが分かる。

さらに、こちらの目的にも「行軍」⁽⁹⁾が入っていることから、明治19(1886)年に制定された「尋常師範学校ノ学科及 其程度」⁽¹⁰⁾の教育課程に沿って始められた行事であることも分かる。

2 「修学旅行」の県内への広がりについて

(1) 明治19年以前の様子

現在までに私が調べた資料に限れば、明治19(1886)年以前に「修学旅行」の文字を見出すことはできない。

明治13(1880)年以降、県内のいくつかの小学校で歩行運動や体操を目的として、半日程度

を使って近隣の神社や山などに出かけていた行事が見られる。これは、当時の小学校に運動場を備えていたものが少なく、校外での運動を行うには近隣の神社の境内や空き地に行かざるを得なかったことに原因があるとされている。

しかし、『日本近代教育史事典』（平凡社）には「こんにちの遠足・修学旅行とはかなり内容は異なるが、必要に応じて校外に集団行事を行うことは、早くから行われていた。初詣、お参り、見物、登山、船遊び、卒業旅行などと呼ばれるものが、それにあたる。（中略）遠足・修学旅行は教育法規上何の規定をもたず、自然発生的な学校行事として成立しつつあったと考えられる。（下略）」とある。また元東京都立教育研究所主任指導主事の鈴木健一も、「初詣、お参り、見物、登山、船遊びというような江戸時代以来の庶民的な行事にも修学旅行の源流を求めることができ、修学旅行の底流として、寺子屋教育的な見学・見物的形式の行事も考えられるのではないかと述べている。⁽¹¹⁾

本県においても、明治13(1880)年から20年代初めに実施された「運動会」「遠足運動」「遠足」といった行事の目的地を見ると、神社や駅、山が多く、江戸時代以来の庶民的な行事とのつながりを推測させるものが多い。

(2) 県内への広まり

さて、県尋常師範学校の修学旅行については、右の表の通り明治21年以降も継続して行われていたようである。

また、それ以外の諸学校においても、徐々に行われるようになっていったことが分かる。

(3) 県内へ広まった要因

資料編6、7の一覧表からも分かるように、県内の諸学校で修学

旅行が広まっていったのは明治20年代後半から30年代にかけてである。ではなぜ、この時期に修学旅行という行事が広まったのだろうか。

前に修学旅行の起源と、森有礼の教育観や「尋常師範学校ノ学科及其程度」との関連について述べたが、県尋常師範学校以外の諸学校への修学旅行の広がりについても、「諸学校令」「諸学校ノ学科及其程度」といった教育法令の制定や、それにもなう教育課程の改正と関連があると考える。

初代文部大臣森有礼は、明治19(1886)年に「小学校令」や「中学校令」を公布し、それに基づいて「小学校ノ学科及其程度」「尋常中学校ノ学科及其程度」を制定している。その中で特に「体操」について、小学校では「体操八(中略)男児二八隊列運動ヲ交フ」と定め、尋常中学校では「体操(兵式体操を含む)」の時数を多く取っている。さらに明治21年の「小学校ノ学科及其程度」改正では、「隊列運動」を「兵式体操」に改めており、「兵式体操」を重視した教育課程を編成したことが分かる。

このように、「小学校ノ学科及其程度」「尋常中学校ノ学科及其程度」によって、教育課程の「体操」の中に「兵式体操」がはっきり定められた。その結果、県内の多くの小・中学校が「隊列運動」や「兵式体操」を実施したと考えられる。そして、小学校ではこれらの活動と明

表1 「明治21年から本県の修学旅行の実施例」
「資料編6、7」の一覧表より作成

実施年	出発月	実施校名	人員(引率)	目的
明治21	12月17日	県尋常師範学校	生徒職員70余名	気質鍛錬・学術研究
22	10月か?	県尋常師範学校	全校生徒	修学・気質鍛錬
23	4月25日	県尋常師範学校	生徒100名	拝・参観・回覧
24	7月19日	県尋常師範学校	生徒一同	知識習得・自治精神養成
25	7月21日	県尋常師範学校	生徒諸氏	気質鍛錬・学術研究
	9月28日	県尋常中学校	生徒100余名	
26	7月30日	県尋常師範学校	2年生徒一同	学術研究
	10月9日	境町尋常小学校	尋常3・4年	
27	2月14日	県尋常師範学校	1年生一同	地質・鉱物学実地研究
	5月17日	県尋常中学校	生徒一同	修学のため
28	10月17日	県尋常師範学校	4年生12名	実地授業・管理法等の研究
	10月	境町尋常小学校	尋常2年以上73名	(見学か?)
29	5月13日	県尋常中学校	職員生徒一同	
	6月24日	県尋常師範学校	職員生徒一同	
	10月	境町尋常小学校	尋常2年以上73名	見学(教科と結びついた)
30	5月2日	県尋常師範学校	2・3・4年	
	5月3日	新巻尋常高等小学校	高等科	
	5月14日	県尋常中学校	1年から5年まで	

治19年以前から行われてきた見物的な行事を融合させながら、また中学校では地理や歴史といった教科学習と結びつけながら、「修学旅行」という行事を実施していったと考えられる。

さらに、明治23(1890)年に新しく制定された「小学校令」や、明治27(1894)年に制定された「改正尋常中学校ノ学科及其程度」の教育課程とも関連させながら、広く行われるようになっていったと考えられる。

3 明治期の「修学旅行」

(1) 明治10～20年代の教育課程の変遷を通して見た修学旅行の目的

今まで修学旅行の起源や広がりについて述べてきたが、そこには必ず教育課程、特に「体操(兵式体操)」とのかかわりが見られた。しかし、前述したように心身の鍛練だけが修学旅行の目的ではなかった。

さて、本県においては明治20(1887)年以降多くの県立学校、小学校で修学旅行が実施されるようになった。そこで、明治10年代後半から20年代にかけての教育法令・教育課程の変遷と、修学旅行の目的との間にどのような関係があったか見てみたい。

明治14(1881)年8月に「師範学校教則大綱」が定められ、その後明治19(1886)年5月に「尋常師範学校ノ学科及其程度」、同年10月に「高等師範学校ノ学科及其程度」が定められて各府県の師範学校の教育課程が統一された。これら三つを表2にまとめてみると、その中には

表2 師範学校の教育課程の変遷 『学制百年史』(文部省)より作成

師範学校教則大綱(明治14年8月19日)			
学 科	修業年限	養成教員	学 科 目
初等師範学科	1年	小学初等科の教員	修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業・唱歌・体操
中等師範学科	2年半	小学中等科の教員	修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業・唱歌・体操・歴史・図画・生理・博物・化学・幾何・簿記
高等師範学科	4年	小学各等科の教員	修身・読書・習字・算術・地理・物理・教育学・学校管理法・実地授業・唱歌・体操・歴史・図画・生理・博物・化学・幾何・簿記・代数・経済・本邦法令・心理
尋常師範学校ノ学科及其程度(明治19年5月26日)			
校 名	修業年限	養成教員	学 科
尋常師範学校	4年	公立小学校長及び教員	倫理・教育・国語・漢文・英語・数学・簿記・地理歴史・博物・物理化学・農業手工・家事・習字・図画・音楽・体操(兵式体操を含む)
高等師範学校ノ学科及其程度(明治19年10月14日)			
学 科	修業年限	養成教員	学 科 目
男子師範学科理化学科	3年	尋常師範学校長及び教員	教育学・倫理学・英語・音楽体操・そのほか学科独自の科目
〃 博物学科	〃	〃	〃
〃 文学科	〃	〃	〃
女子師範学科	4年	〃	倫理・教育・国語漢文・英語・数学簿記・地理歴史・博物・物理化学・家事・習字・図画・音楽・体操

地理や歴史、博物や図画といった校外での授業や活動を必要とする教科があることが分かる。

当時の学生が育ってきた状況や師範学校で使われた教材・教具、情報教育機器を考えたとき、校外での「学術研究」、いわゆる見学や観察・調査はそれぞれの教育課程において、生徒には欠くことのできない活動であったと考えられる。

県尋常師範学校が実施した初期の修学旅行では、「学術研究」という目的が多く設定されているが、上記の表を見れば当然のことと考えられる。

また、東京師範学校が実施した「長途遠足」の目的にも「学術研究」が挙げられているが、交通機関や教材・教具が発達していなかった当時の群馬県の状態を考えると、県尋常師範学校における修学旅行の教育的な効果は、東京以上に大きかったであろうと考えられる。

明治24(1891)年に県尋常師範学校を卒業した大谷廣吉は、『⁽¹⁴⁾修学旅行日記』の中で「⁽¹⁵⁾今度の修学旅行では多くの利益を得ることができた。その中でも最も有意義だったのが、足尾村の銅山である。今までに鉱山を見学したことがなかったので、銅坑や製錬所、その他いろいろな機関など、想像もできなかった場所だった。見学する場所、そしてそこで見る物、すべて驚くべきものだった。」(口語訳=研究者)と書いている。

中学校においても、教育課程が変わってもやはり地理や歴史、博物や図画といった、校外で

表3 中学校の教育課程の変遷 『学制百年史』(文部省)より作成
中学校教則大綱(明治14年7月29日)

学 科	修業年限	学 科
初等中学校	4年	修身・和漢文・英語・算術・代数・幾何・地理・歴史・生理・動物・植物・物理・化学・経済・簿記・習字・ 図画・唱歌・体操
高等中学校	2年	修身・和漢文・英語・簿記・図画・唱歌・体操・三角法・金石・本邦法令・物理・化学
専常中学校ノ学科及其程度(明治19年6月22日)		
校 名	修業年限	学 科
専常中学校	5年	倫理・国語・漢文・第一外国語・第二外国語・農業・地理・歴史・数学・博物・化学・習字・図画・唱歌・体 操(兵式体操を含む)
改正 専常中学校ノ学科及其程度(明治27年3月1日)		
校 名	修業年限	学 科
専常中学校	5年	倫理・国語・漢文・外国語・歴史・地理・数学・博物・物理・化学・習字・図画・体操(兵式体操を含む)(簿 記・唱歌)

の授業や活動を必要とする教科の存在を見てとることができる(表3)。

したがって、群馬県専常中学校(以下、県専常中学校)でも県専常師範学校同様に、修学旅行における見学や観察といった活動は、当時の生徒がこれらの教科を学ぶ上で、欠くことのできない活動だったのではないかと考えられる。

また、明治27年3月に制定された「改正専常中学校ノ学科及其程度」を詳しく見ると、⁽¹⁶⁾「地理・歴史の時間を増やし、(中略)体操の時間を減じ」ている。特に前者については、「歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ」ることにあり、「中等教育ノ要点ヲ占ムル者」である、と説明までつけている。

これらの点を考えれば、県専常中学校が明治27年5月に行った修学旅行の目的が、⁽¹⁷⁾「修学ノ為」と限定されたのは、当然のことと考えられる。

また実際、明治28(1895)年11月5日に県専常中学校が行った修学旅行では、⁽¹⁸⁾「博物館・美術学校・動物園(中略)建長寺・頼朝墓・鎌倉宮・大仏・長谷観音・江の島・横浜などを参観して」きたとあり、やはり見学や観察が目的の中心として実施されていたことが分かる。

最後に小学校について見ると、やはり地理や歴史、博物や図画といった校外での授業や活動

表4 小学校の教育課程の変遷 『学制百年史』(文部省)より作成
小学校教則綱領(明治14年5月4日)

科	修業年限	学 科
初等科	3年	修身・読書・習字・算術・(唱歌)・体操
中等科	3年	修身・読書・習字・算術・(唱歌)・体操・地理・歴史・図画・博物・物理・裁縫(女子)
高等科	2年	修身・読書・習字・算術・地理・図画・博物・(唱歌)・体操・裁縫(女子)・化学・生理・幾何・経済(女子は家事経済)
小学校ノ学科及其程度(明治19年5月25日)		
校 名	修業年限	学 科
専常小学校	4年	修身・読書・作文・習字・算術・体操・(図画)・(唱歌)
高等小学校	4年	修身・読書・作文・習字・算術・地理・歴史・理科・図画・(唱歌)・体操(隊列運動を含む)・裁縫(女兒)(英語・農業・手工・商業)
小学校令(明治23年10月7日)		
校 名	修業年限	教 科 目
専常小学校	3~4年	修身・読書・作文・習字・算術・(体操) (日本地理・日本歴史・外国地理・図画・唱歌・手工裁縫(女兒))
高等小学校	2~4年	修身・読書・作文・習字・算術・日本地理・日本歴史・(外国地理)・理科・図画・(唱歌)・体操・裁縫(女兒) (幾何・外国語・農業・手工・商業)

を必要とする教科が継続して取り入れられていることが分かる(表4)。

また、明治23(1890)年10月の「小学校令」を詳しく見てみると、⁽¹⁹⁾「専常小学校の教科目は、(中略)土地の状況によっては体操を欠くことができ、(中略)高等小学校の教科目は、(中略)日本地理・日本歴史とし、(下略)」という二つの点で大きく変更されたことが分かる。

つまり、明治23年の「小学校令」発布以降、県内の専常小学校では体操の時間が減り、高等小学校においては「日本」の地理、歴史の時間が、今まで以上に多くなったと考えられる。

確かに、この時代の小学校の遠足も含めた校外行事実施例を見ると、目的が「心身の鍛練」から「見学・学習」に移行していることが分かる。⁽²⁰⁾

(2) 修学旅行の目的の共通性

明治10～20年代の教育課程の変遷を通して修学旅行の目的を見てみると、当初の修学旅行の目的が、諸学校とも同様の方向に変容していったことに気付く。さらに資料編6、7の一覧表を見ると、明治期全体を通して修学旅行の目的に共通性が見られることが分かる。

本県の師範学校の修学旅行は、明治20(1887)年に実施したものが最初であると前述したが、その目的には「心身の鍛練(氣質鍛練)」「修学(学問を身につけるために勉強をすること)」との両方が含まれていた。

その後、修学旅行の実施頻度は年を追って増えているが、明治30(1897)年以降、「氣質鍛練」という語句やそれに類する語句は全く見られなくなる。

反対に「修学」という目的については、「研究」「参観」「資料採集」「分析」と名前を変えながらも資料から消えることがなく、修学旅行の主目的となっていたことが分かる。

また、県尋常中学校についても、初期の行事と考えられる明治25(1892)年の「妙義山行」は、3日間歩き通すという行事であった。したがって「氣質鍛練」に類する目的を持っていたと考えられるが、2年後の明治27(1894)年に実施した修学旅行は、「修学」という目的に絞られて行われている。

その後、明治30(1897)年に碓氷・多野・新田・甘楽・利根・群馬の6分校が設置され、それぞれの分校でも修学旅行が実施された。しかしその目的は、「氣質鍛練」といった目的を含みながら、その主目的はやはり「見学」「参観」といったものへと移っていったことが分かる。

さらに小学校の修学旅行を見ても、明治28(1895)年や29(1896)年に境町尋常小学校が実施した修学旅行は「見学」を目的としていた。その後年代が下るにしたがって、県内の多くの小学校が修学旅行を実施するようになったが、多くの小学校が「参観」や「見学」を目的として実施したことが分かる。

このように、師範学校、中学校、小学校の修学旅行のどれをとっても、その初期から明治期末に至るまで、「修学」が修学旅行の共通の目的として存在していたことが分かるのである。

4 現在の「修学旅行」との比較について

(1) 目的の比較

現在、修学旅行という学校行事は、表5の通り、本県でも全国的にも小・中・高校ともほぼ100%に近い割合で実施されている。

では現在、全国的に行われている修学旅行は何を目的に実施されているのだろうか。

財団法人・日本修学旅行協会の調査結果を見ると、現在、小・中・高のいずれの修学旅行も同様の目的をもって実施されていることが分かる。児童生徒の発達段階により、多少の差はあるものの「見学など学習活動」「集団生活訓練」「思い出づくり」の三つの目的を中心として実施されている。一方、「心身を鍛える」「体験する」といった点については、ほとんど目的に上っていない。

さてここで、明治期の修学旅行の目的と比べてみると、「修学」という目的が中心になっている点では、明治期も現在も大差はないと考えられる。言い換えれば、修学旅行という学校行事は100年以上の間、主たる目的が変わることなく実施されてきたということが出来る。

(2) 目的地・見学地の比較

現在の修学旅行の目的地はどうなっているのだろうか。関東地方の小・中・高の修学旅行の目的地について調べてみると、小学校では、関東地方の中で目的地を選んでいる学校が圧倒的に多い。見学地を細かく見ると、最も多く選ばれているのは「日光東照宮」であり、次いで「国会議事堂」「華厳滝」「東京タワー」「鎌倉大仏」となっている。

表5 「修学旅行の実施率」(平成13年度の調査)

校種	県内の実施率	全国の実施率
公立小学校	91.4%	94.3%
公立中学校	100.0%	96.5%
公立高校(全制)	97.4%	95.9%

県内は県教育委員会の調査、全国は「(財)日本修学旅行協会」の調査による。

中学校では、近畿地方を選んでいる学校が圧倒的に多い。見学地としては「京都市内」が一番多く選ばれ、次いで「東大寺」「清水寺」「法隆寺」「奈良公園」となっている。

高校では、九州・沖縄地方を選んでいる学校が一番多い。見学地としては「ハウステンボス」が一番多く選ばれ、次いで「首里城跡」「ひめゆりの塔」「太宰府天満宮」「玉泉洞」となっている。

一方、明治期に本県で実施された修学旅行の目的地を見てみると、小学校の目的地の多くは県内から選ばれており、見学地は前橋の「県尋常師範学校・県尋常中学校・県庁」、高崎の「歩兵十五聯隊・高崎中学校・観音山」、太田の「大光院」、榛名山の「榛名山・榛名神社・伊香保温泉」、富岡の「一ノ宮（貫前神社）」、「妙義山・磯部温泉」などが多く選ばれた。

県外に行った小学校も見られるが、栃木県の足利や佐野に行った東毛の数校が確認できる程度である。また、明治40年代に入ると、高等科の生徒が東京や日光、鎌倉といった場所へ修学旅行に行った例も見られるようになる。

次に、師範学校・中学校の目的地についてだが、その多くは県外が選ばれていた。ただし、関東から外に出ることはほとんどなく、出たとしても長野県の松本や長野、新潟県の直江津や高田といった所までである。関東の中では栃木県の「足尾銅山」「日光東照宮・中禅寺湖・華厳の滝」、東京府の「上野公園・皇居」、神奈川県「江の島・鎌倉市内」「横須賀造船所」「箱根方面」、茨城県の「水戸市内・大洗海岸・筑波山」などが見学地として多く選ばれた。

ここで明治期と現在の修学旅行を比較してみると、児童生徒の発達にしたがって目的地も遠くなっている点や、見学地として史跡・名勝、歴史的・社会的建造物を選んでいる点など、いくつかの共通点をあげることができる。

しかし、大きな違いも見られる。一つ目は、小学校においても中等学校においても、現在の修学旅行の方が遙かに遠くまで出かけていることである。これは交通機関の発達や家庭での費用負担が容易になったことが原因として挙げられるであろう。

二つ目は、現在の見学地に見られる東京タワーやハウステンボスなど娯楽性の高い施設が、明治期には一切見られない点である。

(3) 所要時間の比較

全国の公立学校の修学旅行の日数を調べると、小学校では1泊2日が、また中学校では2泊3日、高校では3泊4日や4泊5日が多いことが分かる。これは各都道府県が、公立学校の修学旅行の日数に関する制限を定めているからである。

ここで、明治期に実施された修学旅行日数を見てみると、小学校高等科の修学旅行を中心に、1泊2日や2泊3日が多いことが分かる。つまり、小学校に限っていえば、現在の修学旅行の日数とあまり差がないのである。

しかし、明治期の県尋常師範学校や県尋常中学校の修学旅行の日数を見ると、1泊2日のものから10泊11日といったものまで様々な日数で実施されていたことが分かる。県尋常師範学校の初期の修学旅行と考えられる明治21（1888）年12月の修学旅行も8泊9日で実施しており、明治期の県尋常師範学校や県尋常中学校においては、旅行日数や所要時間などはあまり気にしていなかったと考えられる。この点では、現在の中学校や高校の修学旅行とは大きな相違を見ることができる。

5 これからの「修学旅行」について

明治期の修学旅行の目的は、教育制度や教育課程と関連しながらその中心を変えてきた。一方、日本の教育制度も戦後の教育改革を経て明治期のそれとは比較できないほど大きく変わってきた。また今年度から、新教育課程が本格的に実施されている。

しかし、現在の修学旅行と明治期の修学旅行を比較してみると、「目的」の部分ではあまり

変わっていないことが分かる。

現在実施されている教育課程では、「豊かな人間性、社会性を身につける」「自ら学び、自ら考える力を育てる」「基礎・基本の定着と個性を生かす教育を充実する」「特色ある学校を作る」を柱としている。また、教育課程の実施にともない「行事の精選」、「学校と家庭・地域社会の役割分担」という課題も出てきた。

修学旅行という学校行事が今後も意義あるものとして実施されていくには、新教育課程の柱に沿いながら上記の課題もクリアしていかなければならないことは明らかであると考えられる。

小・中学校の現行学習指導要領や、高等学校の新学習指導要領の「学校行事」やその中の「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」では、「体験」を重視している。また、修学旅行と関連があると考えられる「社会科」でも、「体験的な学習」を重視している。

これらの学習指導要領に沿って修学旅行を考えれば、明治期以来100年以上にわたって変わることがなかった「修学」も、今後は受動的な見学・見聞型学習から「生きる力」の習得を目指した能動的な体験学習・課題解決型学習へ変えてゆく必要があると考えられる。目的地にしても、史跡・名勝などの見学を中心とした選定ではなく、体験活動や課題解決学習を目的とした目的地選定を行わなければいけないのではないかと考える。また、実施期間や実施内容についても、「地域に開かれた特色ある学校づくり」に沿えば、地域の人材を活用しながら学校独自に決めていけばいいのではないかと考える。

今までのように、「目的（修学）」の面で明治期の修学旅行と大差のない内容の修学旅行が続くとすれば、いずれ修学旅行の意義が薄れ行事そのものが消滅してしまうであろう。修学旅行は子どもにとっては最も楽しみな行事の一つである。その修学旅行を意義ある行事として継続していくには、目的やそれにとまなう目的地や日数など、大きな変革が必要であると考えられる。

研究のまとめと今後の課題

本研究では明治期の修学旅行の起源や目的の変遷を追い、明治期の修学旅行と現在の修学旅行について比較してみた。そしてそこから、修学旅行が「社会科」や「理科」といった教科学習の一環として、あるいはそれを補足するものとして、明治期にしても現在にしても、とても重要な教育活動に位置づけられているということが明らかになった。

今後、修学旅行を実施する際にこの点を重視し、学校行事としての意義を再認識した上で目的や目的地などを十分検討し、実施計画を組む必要があると思われる。

最後に今後の課題であるが、本研究は明治期に限って修学旅行の実施例を調査し、その結果と現在の修学旅行の状況を比較した。そのため、現在の修学旅行にかかわる考察についてはまだまだ十分でないところが多い。今後は大正期や昭和期の修学旅行の変遷について調査し、それぞれの時代の修学旅行について比較検討する必要があると考えられる。

また、本研究に活用したデータについても、平成13年度の群馬県内の公立諸学校の修学旅行の目的や目的地について調べることができず、比較対象とすることができなかった。この点も本研究を不十分にしている要因であり、今後調査して検討を加える必要があると考えられる。

本文内における「仮名遣い」「字体」「学校名」について

筆者が原典や元資料を調査し、確認できたものだけに限り「旧仮名遣い」「旧字体」「当時の学校名」とした。

参考文献や参考資料などから引用したものについては、著者・編者の意向を尊重し、参考文献や参考資料に載っているままの「仮名遣い」「字体」「校名」とした。

引用した資料の一部については、筆者の責任において口語訳したものを載せた。

本文中の注については、本研究論文のページ数の都合上、「資料編1」に載せた。